情報番号：20250448
テーマ：新「取適法」で中小企業を守る！経営強化への活用術
編著者：中小企業診断士・弁護士　佐久間篤夫

１．「取適法」への進化：名称変更と広がる適用対象

（１）法律名と用語の変更

今回の改正では、従前「下請法」と略称されていた「下請代金支払遅延等防止法」という法律の名称が、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に変更され、略称も「中小受託取引適正化法」や「取適法」に変更される。これは、昭和 31 年に制定された「下請法」における「下請」という用語は、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）が対等な関係ではないという語感を与え、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっているという時代の情勢変化を踏まえた変更で、合わせて法律内で用いられている用語も変更される。

図表１　法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	⇒	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請代金	⇒	製造委託等代金
親事業者	⇒	委託事業者
下請事業者	⇒	中小受託事業者

（２）広がる適用対象

ア　従業員基準の追加

下請法では、適用対象となる取引を取引の内容と事業者の資本金額で定めていた。しかし、この基準では、実際には事業規模は大きくても少額の資本金で設立されているため親事業者に該当しない事例や、自ら資本金額を減らしたり取引先に資本金額の増額を求めたりして、下請法の適用を逃れようとする事例があった。そこで「取適法」では、従前の適用対象の判断基準に加えて、従業員数により適用対象を定める基準を設けた。具体的には、製造委託等の取引については、委託事業者の従業員数が 300 人超、中小受託事業者の従業員数が 300 人以下の場合、情報成果物作成委託等の取引については、委託事業者の従業員数が 100 人超、中小受託事業者の従業員数が 100 人以下の場合であっても、資本金額にかかわらず適用対象となる。

＊この情報の無断コピーを禁じます。　(株)経営ソフトリサーチ・レファレンス事業部

図表２　適用対象となる取引

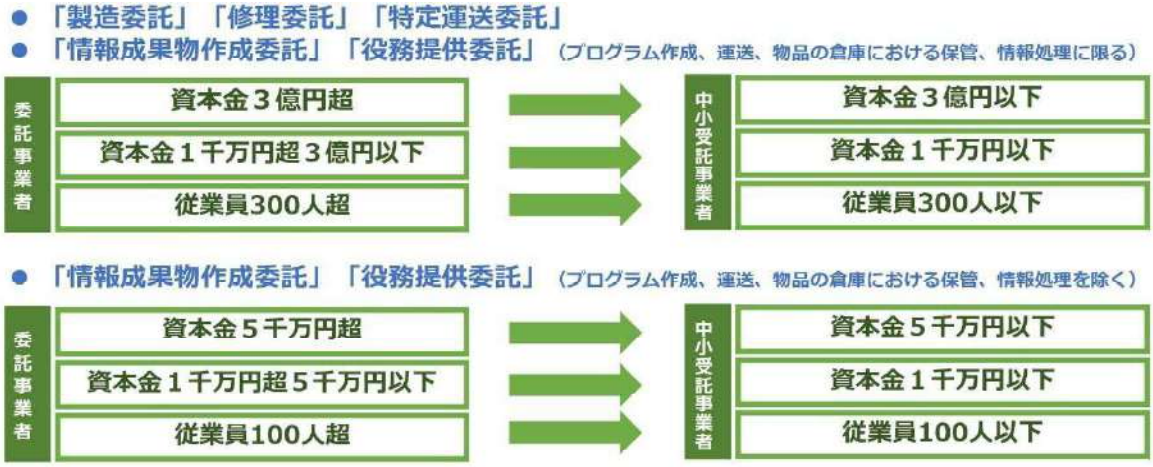

出所：取適法リーフレット「2026 年 1 月から「下請法」は「取適法」へ！」公正取引委員会

イ　「特定運送委託」の追加

下請法が適用対象としていた「役務提供委託」取引は、事業者が事業として行う役務の提供の全部又は一部を他の事業者に委託する再委託の場合に限られ、事業者が他の事業者が提供する役務を自ら利用する場合は含まれない。そのため、部品メーカーや卸売業者等が、自社で製造した製品や販売する商品の顧客向けの輸送を、自らが荷主となって運送事業者に委託することは下請法の適用外となっていた。ところが、こうした運送委託において、荷主が運送費を安く抑えるために、立場の弱い運送事業者に無償で荷役や荷待ちをさせるなどの問題が生じるようになった。そこで、「取適法」は、自らが荷主となって運送事業者に物品の輸送を委託する取引を「特定運送委託」として新たに適用対象とした。

図表３　特定運送委託

出所：「下請法・下請振興法改正法の概要」公正取引委員会・中小企業庁

ウ　「金型以外の型等の製造委託」の追加

下請法は、製造する物品と密接な関連性があり、他の物品の製造のために用いることができない金属製の「金型」について、製造委託取引における対象物として規制対象としていた。しかし、金型以外でも、木製や樹脂製の型や、一

部の治具についても、製造する物品と密接な関連性があり、他の物品の製造のために用いることができない事情は同じであることから、「取適法」はこれらの「金型以外の型等」も適用対象とした。

２．禁止行為の追加その他の改正

（１）追加された禁止行為

ア　協議を適切に行わない一方的な代金決定

最近の取引コストが上昇する取引環境下で、下請事業者が負担するコストが上昇したにもかかわらず、親事業者が協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりすることで、下請事業者が負担するコストの上昇を親事業者との取引価格に転嫁できない点が課題とされていた。こうした課題を解決し、適切な価格転嫁ができる取引環境を整備して対等な価格交渉を確保する観点から、「取適法」では委託事業者が中小受託事業者との協議を適切に行わずに一方的に代金を決定することの禁止が定められた。具体的には、

①中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合に
②中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず
③当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、
委託事業者が一方的に製造委託等代金の額を決定すること

が禁じられた。これにより、中小受託事業者からの申し入れに応じた価格協議をすることが義務化されたと言える。

イ　手形払い等の禁止

下請法では手形サイトが 60 日を超える長期手形での支払いは禁止されていたが、発注者が手形で支払いをすること自体は禁じられていなかった。しかし、中小受託者保護のために発注者の支払手段により受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習を改め、「取適法」では、発注者の支払手段として手形を利用することを禁じ、電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭を得ることが困難なものによる支払いが禁じられる。

（２）その他の改正

ア　遅延利息の対象の追加

「取適法」では、委託事業者が中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金額を減額した場合、「起算日」から実際に減じた額の支払いをする日までの期間について、減じた額に対して法定の年率 14.6％の遅延利息を支払う義務が追加される。ここで「起算日」とは、代金を減額した日と中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日のいずれか遅い日とされ、遅延利息の利率は当事者間でこれより低い約定利率を定めていても適

用されない。

イ　書面交付義務の条件緩和

下請法では法定の取引条件を記載した書面を下請事業者に交付することを義務付け、下請事業者の事前の承諾を得た場合に限り、書面の交付に代えて電子メールなどの電磁的方法により必要記載事項の提供を行えるとしていた。「取適法」では、委託事業者からの書面交付義務を、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を可能とし、中小受託事業者から書面の交付を求められたときに遅滞なく交付すればよいこととなる。

３．行政機関による指導や勧告の強化

（１）面的執行の強化

下請法では下請事業者の事業所管省庁には、中小企業庁の調査に協力するために必要な時に限り、調査権限が付与されるにとどまっていた。また、下請事業者が親事業者の下請法違反行為について、事業所管省庁に通報した場合は、そのことを理由とする報復措置の禁止の対象となっていなかった。「取適法」では、中小受託事業者の保護強化のため、事業所管省庁の主務大臣にも委託事業者に対する指導や助言の権限を付与し、公正取引委員会と中小企業庁、事業所管省庁の間で「取適法」の執行に関する情報交換ができるようになり、事業所管省庁に通報したことを理由とする報復措置も禁止となる。

図表４　面的執行の強化

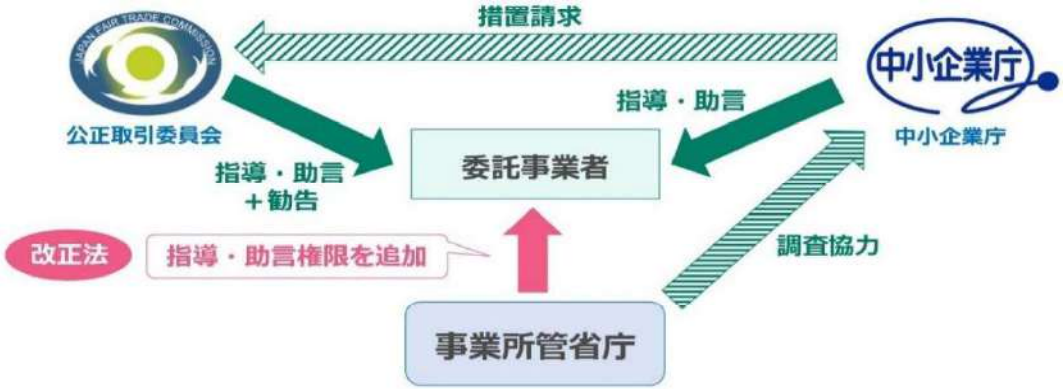

出所：「下請法・下請振興法改正法の概要」公正取引委員会・中小企業庁

（２）勧告可能範囲の拡大

下請法では、親事業者による受領拒否や支払遅延、下請事業者が下請法違反行為について公正取引委員会または中小企業庁に対し知らせたことを理由とする報復措置をした場合に、こうした違反行為が終了している場合には公正取引委員会は勧告ができないと解釈できる規定となっていた。そのため、下請法違反行為を行った企業が公正取引委員会の調査や指摘を受けて違反行為を解消することにより、勧告や社名の公表を避けることができた。「取適法」では、すべての遵守事項違反について、委託事業者による違反行為がすでに終了している場合でも、公正取引委員会が特に必要があると認めるときは、勧告をすることができるようになる。

４．中小受託事業者による「取適法」の活用術

以上のように、「取適法」では中小受託事業者の保護のための法改正がなされる。したがって、中小受託事業者としては、こうした法改正の趣旨を踏まえ、「取適法」の規定に基づいてさまざまな取引条件の変更や改善を求めることができるようになる。公正取引委員会は令和７年 10 月１日に「取適法」の運用基準（以下「運用基準」とする）を公開しているので、その内容も踏まえて「取適法」の活用術をいくつか整理する。

（１）従業員基準での適用対象化

「取適法」では適用対象企業の判断に「従業員基準」が追加される。この基準により、これまで下請法の適用対象外であったが「取適法」の中小受託事業者に該当することになるのであれば、その事実を積極的に委託事業者に告知し、必要に応じて「取適法」の規制に沿った取引条件への変更を求めるべきである。

（２）協議を適切に行わない一方的な代金決定

「協議を適切に行わない一方的な代金決定」の禁止については、中小受託事業者から価格協議の申し入れがあった場合に、委託事業者が協議を拒否したり、求められた必要な説明や情報提供をせずに代金を決定することが禁じられた。そのため、中小受託事業者としては、価格協議の申し入れは積極的に行ってよい。注意すべきなのは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において」という条件がついていることだ。中小受託事業者側にこうした事情が生じていない場合には、価格協議や求められた説明や情報提供を拒んでも違反にならないと解釈できるから、この事情については委託事業者への情報開示や説明が求められる。

（３）金型等保管費用の負担

これまで親事業者が下請事業者に発注する部品の製造に必要な金型を無償で長期間保管させた事例で、下請法に基づいて不当な経済的利益の提供要請に該当するとする勧告・社名公表事例があるが、金型の所有権が親事業者にある場合に限られていた。この点「運用基準」は、金型の所有権が中小受託事業者にあっても、その廃棄等に委託事業者の承認を要する等、委託事業者が事実上管理しているときも同様であると明記している。こうした状況下で委託事業者向けに金型を無償保管している場合には、その扱いの変更を求められる。

（４）送金手数料の負担

製造委託等代金の支払いに関して、「運用基準」は、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を代金から控除し、中小受託事業者に負担させることは「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」に該当すると明記している。したがって、委託事業者からの代金支払時に送金手数料が控除されているような場合には、その扱いの変更を求められる。

以上のように「取適法」は中小受託事業者の保護強化のために下請法を改正

して施行される。したがって、中小受託事業者としては、その改正の趣旨を踏まえて積極的に委託事業者と取引条件について協議をし、必要に応じて委託事業者の問題行動を事業所管省庁等に情報提供するなどして、「取適法」の後ろ盾のもとに公正な取引条件での事業取引を追求して行くべきである。

【2026.01 収録】

（執筆者）
マルチサポートコンサルティング
代表　中小企業診断士・弁護士　佐久間篤夫
（https://www.multi-support.jp/）
《掲載内容の無断転載を禁じます。》